

一般財団法人日本エスペラント協会
青年エスペラント企画支援金規程

前書き

青年層の国内でのエスペラント行事の主体的開催と参加を促進し、青年層のエスペラント活動の活性化を図り、エスペラント運動の発展を図るために青年エスペラント企画支援金（以下「本支援金」という。）規程を設ける。

第1条（支援金の目的）

本支援金は、一般財団法人日本エスペラント協会（以下「本会」という。）が、エスペラント活動に意欲を持った青年層によるエスペラント自主企画を資金面で支援することを目的とする。

第2条（支援金の運営）

本支援金の供与申込み受付、審査等の運営業務は普及推進部長が管理する。

第3条（支援金の源泉）

本支援金は、本会の青年支援基金より支出する。

第4条（申請者の資格）

本支援金申請者は、個人またはグループ・団体とする。

- 2 申請者が個人の場合は、その個人の行事開始時の満年齢が35歳以下であり、かつ本会の個人会員であること。
- 3 申請者がグループ・団体の場合は、そのグループ・団体の主たる構成員の行事開始時の満年齢が35歳以下であり、かつ少なくとも1人が本会の個人会員であること。

第5条（供与の条件）

供与の条件は、以下の各項の条件を満たす場合とする。

- (1) 趣旨、代表者、見積り、計画を明記した企画書を提出すること。
 - (2) 実施後、文書での実施報告および会計報告を行うこと。
 - (3) 本会個人会員あるいは団体会員の推薦があること。
- 2 一度供与を受けた者あるいはグループ・団体に対する、同年度内、別件への再度の供与は、妨げない。
ただし、多くの青年またはグループ・団体が供与を受ける機会を得られることを優先とする。

第6条（供与対象と供与額）

日本国内で行われる、または自らが企画立案したエスペラント行事において、番組を主催または共催するために要する費用の一部（指定する場合もある）について、1行事10万円を限度として供与する。

第7条（申込）

支援金の供与を希望する者は、企画書を含む申込書、推薦状を本支援金の事務局に送付する。審査委員会は、申込み受理後1か月以内に供与の判定を行い、通知する。

- 2 申込用紙は必要事項が記載してあれば、書式は問わない。

第8条（審査）

本支援金の供与の判定は、審査委員会の審査による。

- 2 審査委員会の委員は、本会の普及推進部長が若干名を選出し、本会理事長が任命する。
- 3 審査は、企画の実現性を総合的にみる。このために面接などの手段をとることができる。

第9条

本規程は、本会理事会で改廃する。

(2015-03-22施行、2016-03-20改定、2017-02-01改定)